

官報

号外

昭和三十五年五月二十六日

○第三十四回 参議院會議録第二十二号

昭和三十五年五月二十六日(木曜日)午
後零時四十一分開議

議事日程 第二十六号

昭和三十五年五月二十六日

午前十時開議

第一 運輸省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第二 航空法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 藥事法案(内閣提出)

第四 藥劑師法案(内閣提出)

第五 医療金融公庫法案(内閣提
出、衆議院送付)

第六 公共工事の前払金保証事業
に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(松野重平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る十三日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

昭和三十五年五月二十六日 参議院會議録第二十二号 議長の報告

地方行政委員	植竹 春彦君	同	林田 正治君
同	青柳 秀夫君	同	宮澤 喜一君
同	村上 春蔵君	外務委員	青柳 秀夫君
法務委員	徳永 正利君	社会労働委員	徳永 正利君
同	西田 信一君	農林水産委員	田中 茂穂君
同	田中 茂穂君	同	石谷 憲男君
同	石谷 憲男君	運輸委員	村上 春蔵君
同	小山邦太郎君	建設委員	小山邦太郎君
外務委員	井野 碩哉君	同日内閣委員会において当選した理事	
社会労働委員	平井 太郎君	は左の通りである。	
農林水産委員	津島 壽一君	理事 横川 正市君(山本伊三郎君 の補欠)	
同	林田 正治君	同日衆議院から左の議案が提出され	
運輸委員	郡 祐一君	た。よって議長は即日これを建設委員	
建設委員	宮澤 喜一君	会に付託した。	
同日議長において、常任委員の補欠を		臨海地域開発促進法案	
左の通り指名した。		同日衆議院から、同院において修正議	
地方行政委員	西田 信一君	決した左の内閣提出案を受領した。	
同	井野 碩哉君	よって議長は即日これを内閣委員会に	
同	郡 祐一君	付託した。	
法務委員	平井 太郎君	自治庁設置法の一部を改正する法律	
同	植竹 春彦君	案	
同	津島 壽一君		

国家公務員に対する寒冷地手当、石
炭手当及び薪炭手当の支給に関する
法律の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。

国家公務員災害補償法等の一部を改
正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律
案
内閣委員会に付託

経済基盤強化のための資金及び特別
の法人の基金に関する法律の一部を
改正する法律案 大蔵委員会に付託
船員保険法の一部を改正する法律
案 社会労働委員会に付託

同日議長は内閣から予備審査のため送
付された左の議案を委員会に付託し
た。

農地法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法
律案
農林水産委員会に付託

輸出入取引法の一部を改正する法律
案 商工委員会に付託
同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆
議院に回付した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
行政書士法の一部を改正する法律
案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣
提出案を可決した旨衆議院に通知し
た。

一般会計の歳出の財源に充てるため
の国有林野事業特別会計からする繰
入金に関する法律案
商工会の組織等に関する法律案

刑法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の
内閣提出案は、同院において本院の修
正に同意した旨の通知書を受領した。

行政管理庁設置法の一部を改正する
法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は、
同院においてこれを可決した旨の通知
書を受領した。

引揚者給付金等支給法の一部を改正
する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

行政書士法の一部を改正する法律

昭和三十三年五月二十六日 参議院會議録第二十二号 議長の報告

四三六

一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律 商工会の組織等に関する法律 刑法の一部を改正する法律 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 行政管理庁設置法の一部を改正する法律 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律 引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出) 去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 法務委員 江田 三郎君 社会労働委員 久保 等君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 法務委員 久保 等君 社会労働委員 江田 三郎君	外務委員 堀木 鎌三君 同 笹森 順造君 大蔵委員 大矢 正君 社会労働委員 江田 三郎君 同 小柳 勇君 運輸委員 谷口 慶吉君 通信委員 光村 甚助君 建設委員 永岡 光治君 同 安田 敏雄君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 地方行政委員 平井 太郎君 同 前田佳都男君 法務委員 西田 信一君 同 笹森 順造君 同 鍋島 直昭君 同 谷口 慶吉君 同 堀木 鎌三君 同 安田 敏雄君 同 大矢 正君 同 江田 三郎君 同 堀木 鎌三君 同 永岡 光治君 同 光村 甚助君 同 小柳 勇君 同日運輸委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 村上 春蔵君(村上春蔵君の補欠)	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。 運輸省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書 航空法の一部を改正する法律案可決報告書 薬事法案可決報告書 薬師法案可決報告書 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。 通商産業省重工業局長心得 佐橋 滋君 (通商産業省重工業局長小出栄一君は去る十三日付をもって経済企画事務次官に任命されたので、政府委員は自然消滅となった。) 去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 前田佳都男君 同 平井 太郎君 同 笹森 順造君 同 鍋島 直昭君 同 西田 信一君	同 久保 等君 外務委員 谷口 慶吉君 同 植竹 春彦君 大蔵委員 成瀬 幡治君 同 江田 三郎君 同 大矢 正君 同 安田 敏雄君 同 阿具根 登君 同 堀木 鎌三君 同 永岡 光治君 同 光村 甚助君 同 小柳 勇君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 地方行政委員 鍋島 直昭君 同 西田 信一君 同 植竹 春彦君 同 前田佳都男君 同 平井 太郎君 同 江田 三郎君 同 堀木 鎌三君 同 笹森 順造君 同 阿具根 登君 同 大矢 正君 同 久保 等君 同 小柳 勇君 同 成瀬 幡治君 同 谷口 慶吉君 同 光村 甚助君
同日衆議院議長から予備審査のため左の議案が送付された。 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出) 去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 法務委員 江田 三郎君 社会労働委員 久保 等君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 法務委員 久保 等君 社会労働委員 江田 三郎君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。 同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出) 同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省船舶局長水品政雄君の第三十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。 去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 西田 信一君 同 鍋島 直昭君 同 平井 太郎君 同 植竹 春彦君 同 前田佳都男君	外務委員 堀木 鎌三君 同 笹森 順造君 大蔵委員 大矢 正君 社会労働委員 江田 三郎君 同 小柳 勇君 運輸委員 谷口 慶吉君 通信委員 光村 甚助君 建設委員 永岡 光治君 同 安田 敏雄君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 地方行政委員 平井 太郎君 同 前田佳都男君 法務委員 西田 信一君 同 笹森 順造君 同 鍋島 直昭君 同 谷口 慶吉君 同 堀木 鎌三君 同 安田 敏雄君 同 大矢 正君 同 江田 三郎君 同 堀木 鎌三君 同 永岡 光治君 同 光村 甚助君 同 小柳 勇君 同日運輸委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 村上 春蔵君(村上春蔵君の補欠)	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。 運輸省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書 航空法の一部を改正する法律案可決報告書 薬事法案可決報告書 薬師法案可決報告書 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。 通商産業省重工業局長心得 佐橋 滋君 (通商産業省重工業局長小出栄一君は去る十三日付をもって経済企画事務次官に任命されたので、政府委員は自然消滅となった。) 去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 前田佳都男君 同 平井 太郎君 同 笹森 順造君 同 鍋島 直昭君 同 西田 信一君	同 久保 等君 外務委員 谷口 慶吉君 同 植竹 春彦君 大蔵委員 成瀬 幡治君 同 江田 三郎君 同 大矢 正君 同 安田 敏雄君 同 阿具根 登君 同 堀木 鎌三君 同 永岡 光治君 同 光村 甚助君 同 小柳 勇君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 地方行政委員 鍋島 直昭君 同 西田 信一君 同 植竹 春彦君 同 前田佳都男君 同 平井 太郎君 同 江田 三郎君 同 堀木 鎌三君 同 笹森 順造君 同 阿具根 登君 同 大矢 正君 同 久保 等君 同 小柳 勇君 同 成瀬 幡治君 同 谷口 慶吉君 同 光村 甚助君
同日衆議院議長から予備審査のため左の議案が送付された。 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外八名提出) 去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 法務委員 江田 三郎君 社会労働委員 久保 等君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 法務委員 久保 等君 社会労働委員 江田 三郎君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。 同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出) 同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省船舶局長水品政雄君の第三十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。 去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 西田 信一君 同 鍋島 直昭君 同 平井 太郎君 同 植竹 春彦君 同 前田佳都男君	外務委員 堀木 鎌三君 同 笹森 順造君 大蔵委員 大矢 正君 社会労働委員 江田 三郎君 同 小柳 勇君 運輸委員 谷口 慶吉君 通信委員 光村 甚助君 建設委員 永岡 光治君 同 安田 敏雄君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 地方行政委員 平井 太郎君 同 前田佳都男君 法務委員 西田 信一君 同 笹森 順造君 同 鍋島 直昭君 同 谷口 慶吉君 同 堀木 鎌三君 同 安田 敏雄君 同 大矢 正君 同 江田 三郎君 同 堀木 鎌三君 同 永岡 光治君 同 光村 甚助君 同 小柳 勇君 同日運輸委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 村上 春蔵君(村上春蔵君の補欠)	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。 九州地方開発促進法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。 運輸省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書 航空法の一部を改正する法律案可決報告書 薬事法案可決報告書 薬師法案可決報告書 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。 通商産業省重工業局長心得 佐橋 滋君 (通商産業省重工業局長小出栄一君は去る十三日付をもって経済企画事務次官に任命されたので、政府委員は自然消滅となった。) 去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 前田佳都男君 同 平井 太郎君 同 笹森 順造君 同 鍋島 直昭君 同 西田 信一君	同 久保 等君 外務委員 谷口 慶吉君 同 植竹 春彦君 大蔵委員 成瀬 幡治君 同 江田 三郎君 同 大矢 正君 同 安田 敏雄君 同 阿具根 登君 同 堀木 鎌三君 同 永岡 光治君 同 光村 甚助君 同 小柳 勇君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 地方行政委員 鍋島 直昭君 同 西田 信一君 同 植竹 春彦君 同 前田佳都男君 同 平井 太郎君 同 江田 三郎君 同 堀木 鎌三君 同 笹森 順造君 同 阿具根 登君 同 大矢 正君 同 久保 等君 同 小柳 勇君 同 成瀬 幡治君 同 谷口 慶吉君 同 光村 甚助君

昭和三十三年五月二十六日 参議院會議録第二十二号 會議 新議員の紹介、常任委員の選任 会期延長の件

四三八

内閣委員 下村 定君
大蔵委員 松村 秀逸君
建設委員(国会法第四十二条第三項の規定によるもの) 吉江 勝保君

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁計画局長久田太郎君及び建設省住宅局長神田治君の第三十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

去る二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 永末 英一君
議院運営委員 東 隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 東 隆君
議院運営委員 永末 英一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

日米安全保障条約等特別委員 劔木 亨弘君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

日米安全保障条約等特別委員 西田 信一君

一昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 武藤 常介君
建設委員 後藤 義隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 後藤 義隆君
建設委員 武藤 常介君

昨二十五日内閣総理大臣から左のとおり補欠選挙に当選した旨の通知を受領した。

熊本県選出(五月二十一日当選)

野上 進君(櫻井三郎君の補欠)

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和三十四年の人事院業務状況報告を受領した。

議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第五十二番、地方選出議員、熊本県選出、野上進君。

〔野上進君起立、拍手〕

議長(松野鶴平君) 議長は、本院規則第三十条により、野上進君を法務委員に指名いたします。

議長(松野鶴平君) この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、会期の延長について議院運営委員会に諮りましたところ、本院といたしましては、会期を七月十五日まで五十日間延長すべきであるとの決定がございました。

会期を五十日間延長することについて、討論の通告がございます。発言を許します。加賀山之雄君。

〔加賀山之雄君登壇、拍手〕

加賀山之雄君 私は参議院同志会を代表いたしました。会期延長について賛成の意思を表明するものでござい

ます。社会・民社両党の全議員欠席の本院議におきまして、異例の討論を行ない

ますゆえんのは、去る十九日衆議院において行なわれました会期延長の強行、並びにその後引き続いて生じて

おります事態について、心から遺憾にたえないと存しますと同時に、わが

国民民主政治と二院制度の現状と将来について、憂慮にたえないものがあるか

らでございします。自由民主党の一方的行動と、日本社会党の暴力行使とは、ともに強く非難

されねばならないものだと考えます。わが同志会は、わが国民民主政治の健全

なる成長のために、また、わが国議会制度の権威を防衛するために、この壇

上より両党諸君の猛省を強く要求いたすものであります。(拍手)

さて、わが同志会が、今回本院において会期延長の議決を行なうべきことを率先して提唱いたしました第一の理

由は、ひとえにわが国二院制度の基本的原理を保持せんがためにはかなりま

せん。すなわち、日本国憲法第四十二条は、「国会は、衆議院及び参議院の

両議院でこれを構成する。」とし、衆議院及び参議院が、それぞれ独立の意思

決定機関として、その両議院の合致した意思が初めて国会の意思となる趣旨

を明記しております。しかるに、最近における教国会の事例に徴しますと、

本院は、衆議院が会期延長の議決を行ない、そのつど、その旨を本院に通

告して参りましたにもかかわらず、本院議を開会して本院独自の立場から会

期延長の議決を行なうことを怠っております。もとより、われわれも、国会

法第十三条によりまして、参議院が議決いたしましたけれども、衆議院の議決が

ございました。正当なる理由なくして参議院の議決を怠つてよいという趣旨のものではないことは明らかであります。

不幸にしてわれわれは、過去教国会の事例を顧みまして、会期延長の議決を行なうために本会議を開くことができ

なかつた何らの理由も発見することはできません。かくて、日本国憲法第四

十二条がわが国に二院制度を採用した本来の目的も次第に没却され、ひいて

は、衆議院に対する参議院の独自の機能もようやく抹殺されるに至るであらうことを、われわれは深く憂慮いたす

ものであります。(拍手)これが第一の理由であります。

第二の理由は、御承知のごとく、今国会は新安保条約の承認を重大眼目といたしており、それに伴ひまして、衆

議院における審議も、同条約の審議に多大の時間をさかれました結果、今日

まで国会に提出されました法律案、内閣提出百四十二件、議員提出五十五

件、計百九十七件のうち、両院を通過して成立したものは、わずか八十七件

にすぎず、いまだ審議中のものは百十件の多きを数えておるのであります。

この中には、新安保条約に伴う三十一法律案のほか、ILO条約第八十七号並びにそれに関連する法律案などの重

要法案が残存しております。さらにまた、突如、表日本を急襲いたしました大津波による被災者対策も、また緊急を要する重大な問題であることは申すまでもございません。これらの審議のために、議長より提案された会期延長はぜひとも必要であると考えざるものであります。

第三に、ここに私が申しますまでもなく、政局はまことに憂慮すべき段階にあります。国会もまた、二十日以来全くの空白状態を続けております。かかる事態を收拾し、国会の運営を正常化し、政局を正しい軌道に乗せることは、われわれ国会議員に課せられた重大責任でございます。(拍手)われわれは、政府与党がかかる事態を招来した責任について、いまだ反省の色が足りないように思うと同時に、また、与党内部を收拾して新安保条約の承認をいよいよ強行せんとするがごとき態度を続け、また野党の諸君も、重大なる外交問題を政争の具に供し、倒閣に急いで、いたずらに政情の不安をおおるがごとき傾向にあることは、遺憾のきわみでございます。国民は、今後国会はどうなるのか、政府はどうなるのか、そして国の一番大事な国家国民の将来は一体どうなるのか、深い憂慮を

続けておるのが現状であります。一刻も早くこの心配を除き、民心を安定せしむることが、現下最も大切なことであると信ずるのであります。

以上、私は会期延長について賛意を明らかにいたしました。この際、特に明らかにいたしておきたいことは、このことが直ちに与党だけの単独審議にわれわれが喜んで協力することを意味するものではないということでございます。われわれが要望いたしましたことは、今なすべきことは、せつかくきよりの議決によつて国会が延長されるならば、一日も空費することなく、即時政局を安定し、議会運営を軌道に乗せ、それぞれ反省の上に立つて、三党首会議を開く等、あらゆる手段を講じて国会審議を正常化することであると思ふのであります。これに渾身の力を払うことが必要であると思ふのであります。そして、この混乱の事態を一日も早く收拾し、国民のわれわれに対する負託にこたえるべきであると信ずるのでございます。

これをもちまして私の討論を終わります。(拍手)
○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。会期を七月十五日まで五十日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて会期は全会一致をもつて七月十五日まで五十日間延長することに決しました。(拍手)

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介
二、会期延長の件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員
杉山 昌作君 村山 道雄君
田中 清一君 櫻井 志郎君
加賀山之雄君 大谷 勝之助君
大竹平八郎君 白井 勇君
下村 定君 吉江 勝保君
岩沢 忠恭君 苦米地英俊君
野本 品吉君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 大谷 登潤君

館 哲二君	堀 末治君	植垣弥一郎君	赤間 文三君
村上 義一君	太田 正孝君	青田源太郎君	仲原 善一君
笹森 順造君	黒川 武雄君	堀本 宜実君	松村 秀逸君
泉山 三六君	杉原 荒太君	井川 伊平君	上林 忠次君
野上 進君	山本 杉君	西田 信一君	江藤 智君
谷村 貞治君	天竺 良吉君	梶原 茂嘉君	高野 一夫君
鍋島 直昭君	岸田 幸雄君	鈴木 恭一君	大川 光三君
北島 教真君	金丸 富夫君	佐野 廣君	山本 米治君
安部 清美君	鈴木 万平君	小沢久太郎君	青柳 秀夫君
手島 榮君	佐藤 芳男君	井上 清一君	加藤 武徳君
松野 孝一君	柴田 榮君	安井 謙君	斎藤 昇君
中野 文門君	増原 恵吉君	小柳 牧衛君	谷口弥三郎君
平島 敏夫君	勝保 稔君	木内 四郎君	木暮武太夫君
山本 利壽君	後藤 義隆君	紅露 みつ君	重宗 雄三君
堀見 俊二君	秋山俊一郎君	堀本 鎌三君	那 祐一君
上原 正吉君	岡崎 真一君	草葉 隆圓君	一松 定吉君
古池 信三君	武藤 常介君	青木 一男君	鹿島守之助君
田中 啓一君	田中 茂徳君	木村篤太郎君	伊能繁次郎君
杉浦 武雄君	西川甚五郎君	最上 英子君	岡村文四郎君
新谷寅三郎君	近藤 鶴代君	大谷 賢雄君	重政 庸徳君
西郷吉之助君	迫水 久常君	石原幹市郎君	植竹 春彦君
高橋進太郎君	吉武 恵市君	湯澤三千男君	井野 碩哉君
永野 護君	下條 康廣君		
林屋亀次郎君	小林 英三君		
寺尾 豊君	野村吉三郎君		
大野秀次郎君	大沢 雄一君		
小幡 治和君	前田佳都男君		
宮澤 喜一君	横山 フク君		
石谷 憲男君	鹿島 俊雄君		

〔参照〕
五月二十六日議長において、左の通り議席を変更した。

五七 鍋島 直昭君

〔第十九号参照〕

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

建設委員長 岩沢 忠恭

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における建設事業の発展の状況にかんがみ、建設工事の一層適正な施工を期するため、建設業者の施工する建設工事の従事者等について技術検定の制度を設けるほか、建設工事に関する適正な施工技術を確保するため建設業者の登録要件の整備等所要の規定の改正を図らうとするものであつて適当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため必要とする経費として昭和三十五年度において九十五万五千円が計上されている。

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、兩陛下の御住居を、皇居内吹上に御文庫に連接して増築し、これを皇室用財産として取得するため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十五年度予算には、宮廷費のうち吹上御住居施設整備費として一億九千四百二十万円が計上されている。

審査報告書

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路整備特別会計において、国の直轄道路整備事業に係る地方負担金の地方債証券による納付及びこれに対する資金的措置としての借入れを行なわないこととし、同会計の歳入及び歳出等に関する規定を改めようとするものであつて、適当な措置と認め

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定港湾施設工事特別会計において、特定港湾施設工事に係る港湾管理者負担金の地方債証券による納付及びこれに対する資金的措置としての借入れを行なわないこととし、同会計の歳入及び歳出等に関する規定を改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

地方行政 委員 新谷寅三郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、健全な地方財政の基盤を確立するため、地方財政法について地方公共団体における年度間の財源調整を強化し、地方公共団体相互間における財政秩序を適正にし、住民の税外負担を軽減し、固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収をうめるための起債の特例措置を延長する等、同法の規定の改正を行なうとともに、地方財政再建促進特別措置法について、歳入欠陥を生じた地方公共団体に対する地方債の規制を昭和三十六年度以降とし、また国に対すると同様、公社、公団及び公庫に対する寄附金等の支出を制限する等の改正を行なうもので、その趣旨は妥当なものと認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

地方財政の状況にかんがみ、本法の施行にあつて政府はとくに左の諸点に遺憾なきを期すべきである。

一、地方公共団体における年度間の財源調整は、本来、当該団体の実情に応じた自主的な財政運営の一事かんとして行われるべきものであることにかんがみ、いやすくも財政運営の自主性を阻害し、行政水準向上の意欲をはばむことのないよう措置すること。

一、税外負担の解消については、その実効を確保するより努力するとともに、さらに法律上、財政上の諸措置を検討し、これが完全解消のために万全の方途を講ずること。

右決議する。

審査報告書

臨時地方特別交付金に関する法律

案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

地方行政
委員長 新谷寅三郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十四年度における所得税の減税及び市町村民

税の所得割の準拠税率の引下げ等

にもとづく住民税の減税に伴う地方財政の状況にかんがみ、その健全化を促進するため、当分の間、所得税、法人税、酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三相当額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付しようとするもので、その措置はおおむね妥当なものと認める。

二、費用

臨時地方特別交付金約三十億円は、昭和三十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計に計上されている。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月二十六日

地方行政
委員長 新谷寅三郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方交付税法について地方交付税総額の増加に伴い

単位費用を改訂し、軽油引取税及び地方道路譲与税の収入額を基準財政収入額に算入する等地方交付税の算定方法を改めるとともに、地方道路譲与税法について、その譲与基準を道路の延長と面積とにあん分して譲与することとし、収入超過団体に対して譲与する地方道路譲与税額についての算定方法を改める等規定の整備を行なうもので、その措置はおおむね妥当なものと認める。

二、費用

地方交付税額二千八百三十五億余円その他は、昭和三十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計に計上されている。

参議院会議録第二十一号中正誤

ページ 行 誤

四三五 二 詳細な 詳細は

昭和三十五年五月二十六日 参議院会議録第二十二号

明治三十五年
三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一